

改正

平成22年3月30日告示第21号

西海市統計調査員候補者登録制度要綱

(目的)

第1条 この告示は、国、県又は市が行う統計調査（以下「統計調査」という。）の調査員となる意志を有する者を、あらかじめ統計調査員候補者として登録することにより、人材を確保し、併せてその資質の向上を図ることを目的とする。

(登録の手続)

第2条 統計調査員候補者として登録しようとする者は、西海市統計調査員候補者登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる選考要件についての適否を審査し、そのいずれにも該当する者を統計調査員候補者として、登録カード（様式第2号）により登録するものとする。

- (1) 統計調査について理解があり、熱意と積極性を有する者であること。
- (2) 個々の統計調査の実務を責任を持って遂行できる者であること。
- (3) 職務上の秘密を守るのできる者であること。
- (4) 収税又は警察関係の事務に従事していない者であること。
- (5) 公職の候補者の選挙に関する活動に直接利害関係を有する者でないこと。
- (6) 市内に住所を有する20歳以上70歳未満の者であること。

3 市長は、前項の規定により統計調査員候補者として登録した者に対し、その旨を通知するものとする。

(登録カードの管理)

第3条 登録カードは、市長が管理する。

2 前条第2項の規定による登録の有効期間は、登録カードに必要事項を記載することにより現に登録された日から、第5条の規定により登録が取り消された日までの期間とする。

3 登録カードに記録されている情報は、この告示の規定による登録制度の目的以外の目的のために使用してはならない。

(統計調査員の選考)

第4条 統計調査員は、第2条の規定により現に登録されている統計調査員候補者（以下「統計調査員候補者」という。）の中から選考するものとする。ただし、調査の内容、地域的な事情その他特別の理由があるときは、統計調査員候補者以外の者を選考の対象とすることができる。

(登録の取消し)

第5条 統計調査員候補者は、病気、転居、その他の理由により、統計調査員として従事することができない事情が生じたときは、登録の取消しを申し出ることができる。

2 市長は、統計調査員候補者に、統計調査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該統計調査員候補者の登録を取り消すことができる。

(統計調査員の委嘱)

第6条 第4条の規定により選考された統計調査員候補者に対し、統計調査員の事務を委嘱しようとするときは、あらかじめ諸種の条件について考慮の上選考し、その都度調査の概要を示し、本人の同意を得るものとする。

(研修等の実施)

第7条 市長は、統計調査員候補者に対し、各種統計調査等に必要の実務知識の習得を目的とした研修、統計全般に関する啓蒙活動、助言及び指導を行うものとする。

(庶務)

第8条 この告示に基づく登録制度に関する事務は、さいかい力創造部で処理するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第21号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。